

2025年2月21日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2024年11月12日付「第39期（2024年12月期）半期報告書の提出及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出並びに過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。本日、下記の有価証券報告書等に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する6億2984万円の課徴金納付命令を发出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせする予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

(1)有価証券報告書

- 第34期（2019年12月期）（自2019年1月1日至2019年12月31日）
- 第35期（2020年12月期）（自2020年1月1日至2020年12月31日）
- 第36期（2021年12月期）（自2021年1月1日至2021年12月31日）
- 第37期（2022年12月期）（自2022年1月1日至2022年12月31日）
- 第38期（2023年12月期）（自2023年1月1日至2023年12月31日）

(2)有価証券届出書

- 2020年7月30日提出の有価証券届出書
- 2021年7月21日提出の有価証券届出書
- 2023年2月8日提出の有価証券届出書
- 2024年4月19日提出の有価証券届出書

2. 今後の見通し

損益への影響につきましては、金融庁から正式な通知を受領後、改めてお知らせいたします。

以 上